# 会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例(仮称)に関する審議会 第1回会議			
開催日時	午後 2時分から平成18年 2月24日(金)午後 3時40分まで			
開催場所	玉村町役場 4階 全員協議会室			
出 席 者	審議会委員 14名 審議会幹事 6名 講師 1名 町長、事務局 4名 以上25名			
会議の議題	<ol> <li>4. 草案策定の経過報告</li> <li>5. 審議会の運営・スケジュール日程について</li> <li>6. 研修会 テーマ「自治って何?」</li> <li>講 師:熊倉浩靖さん(NPOぐんま代表理事)</li> </ol>			
会議経過	別添のとおり			
会議録の作成 方針	□ 録音テープ等を使用した全文記録			
	■ 録音テープ等を使用した要点記録			
	□ 要点記録			
会 議 資 料	別添のとおり			

## 会 議 経 過

## 1. 開会

・事務局 皆さん、こんにちは。ただ今より、玉村町自治基本条例(仮称)に関する審議会委嘱式並びに第1回会議を始めさせていただきます。まず、始めに貫井町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

## 2. 町長あいさつ

皆さん、こんにちは。本日は、玉村町自治基本条例に関する審議会の第1回目の会議 にご参加いただきまして、たいへんありがとうございます。今回は、一般公募により選 出された方を含め、16名の方々に審議会委員として、ご尽力いただきますことに厚く 感謝申し上げます。

さて、平成7年、地方自治推進法の制定により、国・県・町のつながりが対等となり、 行政に自己決定と自己責任が求められるようになりました。地方の時代となり、地方分 権推進法制定から10年の年月がたちましたが、今までの流れを変えるまでに至ってお りません。

しかし、平成 16 年 12 月議会において、町政への積極的な住民参画と協働を図るため、地域住民参加型まちづくりを推進することが議会から提案され、行財政改革の一環として議決されました。

町は議会の提案の趣旨に賛同するとともに、自治基本条例の検討を行政改革の一つに 掲げ、自治基本条例草案について、議会、住民の皆さんとともに検討しながら、今後の 自治のあり方や協働の仕組みの確立を目指して、昨年4月から取り組んで参りました。

まず始めに、自治基本条例の草案を策定するために、自治基本条例草案策定研究会を設置いたしました。この研究会では、住民、議会、職員の代表からなる12名の委員の皆さんが、草案に係る必要な事項を調査・研究され、全く白紙の状態から草案策定に取り組まれ、昨年9月1日、町長・議長に草案が提出されました。今回、この審議会において、草案の内容についてご説明いただくために、草案策定研究会委員のうちから、6名の方々に当審議会の幹事として引き続きご尽力いただくわけでございます。この場をかりまして、厚く御礼申し上げます。

活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよいまちづくりを行うために、その基本的な指針となる自治基本条例制定にむけて、貴審議会におきまして、草案の内容について積極的な討議を行っていただき、玉村町独自の自治基本条例についてご審議いただきたいと思いますので、審議会委員・幹事の皆様方には、たいへん御多忙とは存じますが、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶に代えさせて頂きたいと思います。

## 3. 委嘱式

- 1) 委嘱状の交付(町長から各委員へ交付)
- 2) 委員、幹事及び事務局職員の紹介(自己紹介)

- ・委員 今回、審議会委員の公募がありました。最近、あまり文章を書いていませんが、 今回書いてみようかなということで書いた次第です。もう、定年退職して13年目にな ります。少し目の方も、耳の方も、舌の方もボケてきたのかなと感じます。この審議会 でいろいろと刺激を与えて頂いて、活性化したいと考えております。よろしくお願い致 します。
- •**委員** いろいろと勉強しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。
- ・**委員** こんにちは。県主催の「小さな自治」の研究をお手伝いさせて頂きました。それも踏まえまして、いろいろ勉強させていただきたいと思います。よろしくお願い致します。
- ・**委員** こんにちは。一住民として、女性の立場として、しっかりと皆様と勉強しながらやっていけたらなと思っております。どうかよろしくお願い致します。
- ・委員 区長会でお世話になっております。今回、自治基本条例の審議会メンバーにお 仲間入りさせていただくことになり、恐縮すると同時に緊張しております。どうぞよろ しくお願い致します。
- ・**委員** 農業委員会の方でお世話になっております。私は、農業のことしか分かりませんが、皆さんと一緒に勉強したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
- ・委員 消防団にお世話になっております。よろしくお願い致します。
- ・委員 新しい条例ですので、勉強させて頂きます。よろしくお願い致します。
- ・委員 前回の農業委員でお世話になりました。そちらの方から選ばれたようです。なかなか分からないことが多いですが、皆さんと一緒に勉強していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。
- ・**委員** まちづくり玉村塾で地域活性化ということで活動して参りました。よろしくお 願い致します。
- ・委員 現在、○○幼稚園に勤めさせて頂いております。幼児期は人間の基本ができるという部分では、非常に責任を感じております。皆さんと一緒に人づくりの基本を考えていけたらと思っております。

- ・委員 町の文化協会の役員ということで、ここにおります。今回、難しい審議委員ということで、寝耳に水ということで手紙が参りました。やれることはやってみようと思います。よろしくお願い致します。
- ・委員 体育指導委員会から代表として参りました。こんなすばらしいメンバーばかりで、私にできるかなあというのもありますけれども、一緒に勉強していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。
- ・委員 ボランティア連絡協議会の代表をしておりまして、その関係でこちらにお世話 になることになりました。(自治基本条例の草案等資料) こちらを読んでみて、ボラン ティアというのは、町の中でどんな役割を果たしていけるのか、いろいろ考えなければ ならない時にきているのかなと思います。一緒に勉強させて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。
- ・事務局 この他に2名の審議会委員さんがいらっしゃいますが、本日は所用があり欠 席ということでございます。続きまして、幹事さんよろしくお願い致します。
- ・幹事 この度、幹事ということで、この席に並ばせていただきました。たくさんの有意な方がお集まりになられて、活発な議論の中から良いものが出来上がったらいいなと思っています。そのために少しでもお役に立てたらと思っております。どうぞよろしくお願い致します。
- ・幹事 草案研究会には12名の委員がおりまして、成績の良い方半分は卒業されて、ここに6人残りました。ご覧の通り、大変気が弱いものですから、幹事ということで、あまり追求をされると体の具合が悪くなります。良いものをお互いに作り上げる、こういう立場で是非ともよろしくお願い致します。
- ・幹事 議会を代表いたしまして、こちらの幹事の方に座らせていただきました。私は草案研究会の会長をさせて頂いておりました。皆様のお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願い致します。
- ・幹事 こんにちは。同じく議会代表として、草案作りに一生懸命励んで参りましたが、 努力が足りなくて落第をさせられました。よろしくお願い致します。
- ・幹事 こんにちは。職員代表ということで、幹事を努めさせていただきます。よろしくお願い致します。
- ・幹事 同じく職員代表として、幹事を務めさせて頂きます。私自身も勉強させて頂く とともに、皆さんのお役に立てればと思いますので、どうかよろしくお願い致します。

## 事務局職員の紹介

- 4. 会長及び副会長の選出について
- •事務局 次に、会議次第の4番に入りますが、進行を町長にお願い致します。
- ・町長 会長及び副会長が決まるまで、私の方で進行をさせて頂きます。座ったままで 進めさせて頂きます。まず、会長・副会長の選出ということで、皆様にお諮り致します。
- ・事務局 その前に、よろしいでしょうか。皆さんのお手元の資料1「玉村町自治基本条例(仮称)に関する審議会条例」をご覧下さい。第4条に委員の任期が書いてございます。「委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から審議会が第2条の規定による答申を終える日までとする。」。委嘱の日というのは、本日2月24日でございます。第5条で、会長及び副会長の規定がございます。「第1項 審議会に会長及び副会長1人を置く。第2項 会長は、委員の互選により定める。第3項 会長は審議会を代表し、会務を総理する。第4項 副会長は、委員のうちから会長が指名する。第5項 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。」とございますので、よろしくお願いいたします。
- ・町長 第5条第1項に審議会に会長及び副会長1人を置くとあり、第2項に会長は、委員の互選により定めると規定されています。皆様からご意見を出して頂いて、互選によって会長を選出したいと思いますので、よろしくお願い致します。
- ・委員 もし、事務局から会長の副案があれば、お聞かせいただけないでしょうか。
- ・町長 今、○○委員さんから事務局案があればということで、ご意見がございました。 皆様よろしいでしょうか。

(会場から「異議ありません」の声、多数あり。)

- ・町長 では、事務局で副案がありましたら、お願い致します。 (事務局案に全委員から拍手あり、承認される。また、副会長については、会長の指名 により、全委員から拍手あり、承認される。会長、副会長より挨拶)
- ・会長 会長を仰せつかわりまして、そうでなくても気が小さい方ですので、ドキドキしております。幹事さんがご苦労して考えられた原案を、一生懸命皆さんで勉強して、良い条例ができればよいなと。そして、住みよいまちが作れる、その第一歩になったらいいなと考えております。至りませんが一生懸命やらせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

・**副会長** 一生懸命、会長を補佐して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

## 5. 町長から審議会へ諮問

- •**事務局** それでは、会長、副会長が決まりましたので、ただ今から、町長から審議会 へ諮問を行って頂きます。
- ・町長 玉村町自治基本条例(仮称)について諮問いたします。昨今、本町を取り巻く情勢は、極めて厳しい状況にあります。長引く景気の低迷や税収の落ち込み、三位一体改革の推進による地方交付税や補助金の削減、更に分権型社会システムへの転換など、厳しい自治体運営を強いられています。

このような状況の中で、活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい町を築いていくためには、町政への積極的な住民参画を図り、住民、議会、町が、それぞれ担うべき役割と責任を明らかにした協働のまちづくりを推進することが必要不可欠と考えます。

このような背景から、基本的な指針こそが「自治基本条例」であると考えられ、先に 玉村町自治基本条例(仮称)草案策定研究会により、草案を策定していただきましたが、 貴審議会において、この草案について積極的な討議を行っていただき、本町にふさわし い「自治基本条例」について意見を求めます。よろしくお願い致します。

(諮問書が、町長から会長へ手渡される。)

・会長 ただ今、町長から玉村町自治基本条例(仮称)に関する諮問書を確かに受け取りました。これから何回かの討議・研究で、諮問に答えられるようご協力をお願い致します。

(諮問後、町長退席)

・司会 早速ですが、協議に入ります。では、草案策定の経過について、ご報告をお願いします。

#### 6. 草案策定の経過報告について

- ・事務局では、草案策定研究会の会長でありました○○幹事よりご報告をお願い致します。
- ・**幹事** 草案策定の経過報告を申し上げます。先ほど、町長のご挨拶の言葉と若干、重複する点がございますが、ご報告させて頂きます。

自治基本条例草案策定にあたっては、住民、議会、町職員各4人による12人の委員 で組織された研究会において、草案策定に係る必要な事項を調査・研究いたしました。 初めての試みとして、全くの白紙の状態から取り組まさせていただきました。条例の必要性をはじめ草案の内容について、意思統一を図りながら活発な議論を重ね、自治体の憲法と称される自治基本条例の草案を検討いたしました。更に、研究会の会議記録を適時、町ホームページに掲載し、策定過程を公表いたしました。

地方分権時代の地方自治運営の基本は住民自治の実現であり、とりわけ住民参加の権利が重視されるべきと考えます。そこで、町を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的かつ体系的に整備した町独自の自治基本条例を制定し、地方分権時代における当町のあり方を定める必要があると考えます。

そこで、お手元の資料3をご覧下さい。草案策定課程の一覧表が配られていると思います。第1回が4月6日に始まり、8月26日まで8回の会議を重ねまして、草案を策定させて頂きました。本日も、会議の後に、熊倉先生にご講演をいただきますが、草案策定にあっても2回ほど熊倉先生にご講義をいただき、その講義内容を参考に、また総合的に委員の皆様方から意見を頂き、まとめさせていただきました。第4回の④に策定課程のホームページ公開についてとありますが、委員の皆様と議論を致しまして、「情報開示をしよう、この会議を誰からも見えるガラス張りの会議にしていきたい」ということから、ホームページに掲載させて頂きました。また、ホームページを見ていただきますれば、草案策定における委員の意見等が載っておりますので、参考にご覧下さい。

そして、ここには会議開催数は8回と書いてございますが、この他に正・副会長と事務局で、委員の皆様からいただきましたたくさんのご意見を集約する方向性を定める協議・打ち合わせを、この一覧表に掲載されている以外にも行わせて頂きました。そして、慎重に審議をさせて頂いて、草案を作らせて頂きました。

草案の前文にもありますが、住民、議会、町がそれぞれの責任と役割を自覚して、ともに協力して助け合い、活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、まちづくりの基本となる推進こそが、この自治基本条例であると考えます。今後は、審議会において、皆様に十分に審議していただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。以上をもちまして、経過報告とさせていただきます。

・司会 どうもありがとうございました。ただ今、今日までの草案策定経過のご報告がありました。幹事の皆さんに、心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、先に進みます。議題の一つ、審議会の運営・スケジュール日程について、 説明して頂きます。

#### 7. 議題

- 1) 審議会の運営・スケジュール日程について
- ・事務局 お手元の資料4「審議会会議スケジュール案」をご覧下さい。今後の会議の 予定でございますが、その進め方についてのご説明を申し上げます。事務局として案を 作りましたので、お願いします。

第1回目は、2月24日、本日でございます。この後、研修会ということで、自治っ

て何?をテーマに熊倉先生の講演を皆さんに聴いて頂くわけでございます。

第2回目は、3月22日でございます。同じく熊倉先生のご講演を聴いて頂きまして、 早速、自治基本条例の草案について審議をしていただきます。まず、草案の全体説明、 それから各条文説明に入ります。前文と第1~3章くらいまで説明できたらいいなと、 事務局では考えております。

第3回目は、3月30日です。第2回目から期間が短くて申し訳ないのですが、各条 文説明ということで、第 $4\sim6$ 章までの内容について、ご検討いただきます。

第4回は、4月26日です。同じく各条文説明、第7~13章までについて検討していただくわけでございます。

第5回目は、5月24日です。全体の審議ということで、今までの内容について、全体を審議して頂いて、答申案の骨子を作って頂きます。

第6回目は、6月28日です。まとめ、答申案の検討ということで、7月に町長へ答申ができればと考えております。

なお、第1回~第3回の会議については、講師の熊倉先生のご都合等もあり変更できませんが、第4回目以降につきましては、各々前回会議の終わりに皆さんの予定等を調整して、日程等を決めさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

・司会 今、説明がありましたが、第 $1\sim3$ 回については講師のご都合もあり、一覧表の通りと。第4回目以降については、事務局案ということでございますので、できるだけ多くの皆様にご出席いただくために、その前の回ごとに調整をして日程が決まるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、本日は、この会議の後に、この会場で議会全員協議会が開催されるそうですので、せっかくの機会ですので熊倉先生のお話を承る時間が少しでも多い方が良いと思います。もしも特別なことがないようでしたら、協議は以上で終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか?

(会場から、「はい」の声。了承される。)では、よろしくお願い致します。

#### 8. 研修会

テーマ:自治って何?

講 師:特定非営利活動法人 NPO ぐんま代表理事 熊倉浩靖さん

- ・司会 どうも熊倉先生、ありがとうございました。今までの会議全体について、ご質問等がもしございましたら、お出し頂きたいと思います。特にございませんか?
- ・**事務局** 幹事の皆様方におかれましては、この後、打ち合わせがございますので、残って頂ければと思います。以上です。

• 司会	それでは、	本日はご苦労様でした。	また、	今後ともよろしくお願い致します。